



組合職員が役員に就任することの可否について

Question

組合に長年事務局長として勤務してきた職員が、これまで通りの業務を行いながら、組合の役員を兼務することは可能ですか？可能である場合、その注意点についても教えてください。

Answer

まず、理事になることはできますが、監事には就任できません。中協法第37条において、①理事と監事②監事と使用人(職員含む)は兼ねてはならない事となっているからです。

監事は組合が適切に運営されていることを監査する立場にあるため、組合の運営を行う、理事や使用人と兼職することはできません。

反対に、これはよくあることですが、理事と使用人の兼職は問題ありません。理事が事務を行っても、組合運営に弊害となる要素がないためです。

理事となるときにの注意点

ただし、理事に就任する際注意も必要になります、役員になることで法人税法では使用人兼務役員という立場になるためです。(法人税法第34条第5項)

使用人兼務役員とは、一般的な会社でいうところの、取締役営業部長や取締役管理部長等、使用人(職員)としての肩書を持つ役員のことをいいます。

通常役員へ払う報酬は役員報酬として計上され、様々な制約を受けるケースがありますが、使用人兼務役員の場合、①使用人分の給与は役員報酬と異なり毎月変動する

ことが可能である。②役員賞与は届出を行わないと原則損金とはならないが、使用人分の賞与及び残業手当も損金にできる。③雇用保険及び労働保険の対象とすることが出来る。等の3つのメリットを受けることが可能となり、制約を受けることなくこれまで通りに経理処理を行うことが出来ます。

しかし、以下の役員は使用人兼役員には該当しない(法人税法施行令第71条)となっているため、就任した場合この優遇措置を受けることが出来ませんので注意が必要となります。(法人税法施行令第71条一部抜粋)

- 一 代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人
- 二 副社長、専務取締役、常務取締役、副理事長、専務理事、常務理事、その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員
- 三 合名会社、合資会社及び合同会社の業務を執行する社員
- 四 取締役(委員会設置会社の取締役に限る。)、会計参与及び監査役並びに監事
- 五 前各号に掲げるもののほか、同族会社の役員のうち次に掲げる要件のすべてを満たしている者